



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

2013年4月29日

第1回ミャンマー法セミナー（於：ジェトロヤンゴン事務所）

弁護士法人キャスト（日本）
村尾龍雄律師事務所（香港）
弁護士・税理士 村 尾 龍 雄

第一、ミャンマーの憲法

一、1947年憲法

二、1974年憲法

三、2008年憲法【1】

第二、ミャンマーの法律

一、2012年11月の慶応大学におけるミャンマー最高裁裁判官講演に基づく

1、大英帝国の植民地時代（1885年11月-1948年1月4日）：ビルマ法典1巻乃至13巻において成文化。その中には214の法律が現在刑事及び民事の訴訟事件の分野で適用されている。

・ インド会社法に由来する【2】The Myanmar Companies Act（1914）等、重要法令がこの時代に存在する。インド法由来の法律は原文がミャンマー語ではなく、英語である。

2、（旧ビルマ連邦）議会の時代（1947年-1962年）：171の法律が制定された。

3、革命評議会の時代（1962年-1974年）、社会主義時代（1974年-1988年）、国家法秩序回復評議会及び国家平和発展評議会の時代（1988年-2009年）及び連邦議会により法律の

1 邦訳について、JETRO アジア研究所

http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2009/pdf/2009_404_ho.pdf 参照。

2 第三次英緬戦争によりミャンマーは英国領インドの1州として統合されたことによると思われる。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

制定が開始するまでの 2011 年以前：合計 840 の法律が制定された（下記二、表と当該部分が相違）。

4、連邦議会は 26 の法律を採択した。

二、出展：GENERAL INDEX OF MYNMAR LAWS (San Lwin,2010) ,尾関博之「ミャンマー会社法概説」国際商事法務 Vol.40,No.5(2012)p.697

時代区分	制定	廃止	現行
「ビルマ法典」(-1954)	435	221	214
議会制民主主義時代 (1955-1962)	334	161	174
革命評議会時代 (1962-1974)	182	72	110
社会主義時代 (1974-1988.9.17)	125	34	91
国家法秩序回復委員会時代 (1988.9.18-1997.11.14) 【 ³ 】	13	9	130
国家平和発展評議会時代 (1997.11.15-2009.12.31)	87	-	87
合計	1302	499	803

(2009 年末時点)

第三、その他の法源

一、成文法

憲法、法律以外の成文法。憲法上、立法権は連邦議会のほか、管区域、州及び自治区の議会に付与されている。その他、行政機関による規則、規定、細則、手続、命令、通知、指令が成文法の根拠となりうる。

二、コモン・ロー (common law。判例法) の支配の可能性

1、1948 年 1 月 4 日より前の段階におけるコモン・ロー支配

³ 上記論文ママ。明らかに数が合わない。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

(具体例①ーミャンマー法の成文法にない部分を「法 (judge-made law)」が補充する場合)

Q 少数株主 (minority shareholders) が (多数株主 / majority shareholders でもある) 会社の支配権を有する directors の権限乱用 (the abuse of power by those in control of a company) について、裁判所に直接に訴訟提起することができるか?

A これについて the Burma Companies Act (1914) には明文の規定がない。しかし、英国を宗主国とする時代において英国の判例法がミャンマー法を構成すると考えるのであれば、これについて次のとおりの説明が成立する。(詳細について後掲の別紙資料②参照)。

1、原則として裁判所に直接に訴訟提起することができない。

英文	日文
<p><i>Foss v Harbottle (1843) UK</i>, two shareholders brought an action against the company's five directors, and others, alleging that the company's property had been misapplied and wasted and certain mortgages over the company's property had been given improperly. They asked the court to declare that directors are accountable for the company's loss and sought the appointment of a receiver. It was held that shareholders could not bring such proceedings. The sole right to bring such proceedings is that of the company.</p> <p>(出展 : Hong Kong Company Law 2008 Twelfth Edition, Vanessa Stott)</p>	<p><i>Foss v Harbottle (1843) UK</i>. 2人の株主が会社の5名の取締役及びその他に対して、会社財産が不正に使用され、無駄にされて、しかも会社財産上の一定の譲渡担保は不適切に付与されたものであると主張し、訴訟を提起した。彼らは裁判所に対して取締役が会社の損失について責任を負い、財産保管理人を任命するように求めた。株主はこうした手続を提起することができないと考えられる。こうした手続を提起する唯一の権利は会社のものである。</p>

2、しかし、common law は幾つかの場合に *Foss v Harbottle* の原則に対する例外として、裁判所に直接に訴訟提起することを認める。そのうちの1つとして「主張にかかる違反者が会社の支配を有しており、会社が会社の名において訴訟提起をすることが不可能な場合 (Where the alleged wrongdoers are in control of the company so that it is impossible



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

for the company to bring an action in its own name)」があり、「fraud on minority」【4】（少数者に対する詐欺）はこれに該当する。（Menier v Hooper’s Telegraph Works(1874)UK, Alexander v Automatic Telephone Co(1900)UK）

（具体例②－ミャンマー法の成文法中の条項の解釈を「法（judge-made law）」が明確化する場合）

ミャンマー会社法には次の条文がある。

英文	日文
<p>162. A company may be wound up by the Court _ (vi)if the Court is of opinion that it is just and equitable that the company should be wound up.</p>	<p>162.会社は裁判所により清算されることができる。 (vi)会社が清算されるべきことが正当かつ公平であると裁判所が意見を有する場合</p>

ここで裁判所が清算命令（winding-up order）を発動する事由としての”just and equitable”に関して英国の判例法が解釈を補う作用をする可能性がある（例：RE TE Brinsmead and Sons(1897)UK, Re Yenidje Tobacco Co Ltd(1916)）。

2、1948年1月4日以後の段階におけるコモン・ロー支配の可能性（"persuasive"であるとして）

上記例に即して言えば、具体例①について fraud on minority に関する 1948 年以降の判例や、具体例②について just and equitable に関する同様の判例が persuasive であるとして、ミャンマー法を補助する可能性を指摘することができる。

三、慣習法

親族法、相続法に関して、成文法により規律されるのではなく、慣習法、具体的には国民の 89%を占める仏教徒には仏教に由来する慣習法で規律される場合がある。

四、条約

1、WTO（世界貿易機関）

⁴ fraud は一般用語例では詐欺であるが、より広く the abuse of power by those in control of a company の意味で使用される（前掲書 p.181）。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

英国からの独立（1948年1月4日）直後である同年7月29日からGATTに加盟しているから、1995年のWTO成立に伴い、原加盟国として取り扱われるので、原加盟国でない中国が2001年12月11日にWTO加盟した際に、①工業製品及び農業製品の双方について関税率の低下、②非関税障壁の撤廃、③サービス貿易の加盟議定書の約束の範囲内における開放という3つの規制緩和を約束させるという形式での外資規制開放は期待できない。

一方、WTO加盟国としてGATT、GATS、TRIPS等、各種WTO協定はミャンマーにも適用される。しかし、現状では不整合が多々認められる。具体的にはTRIPS（知的財産権の貿易的側面に関する協定）はWTO加盟国に対して特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法に関する国内法整備を要求するが、そもそもミャンマーには商標法が存在しない。また、1911年特許法及び意匠法は登録制度を司る行政が機能しなかったことにより死文化している。無様式で国家的関与を経ずに成立する著作権に関する1914年著作権法のみが機能している状態にある。したがって、TRIPS不整合の状態にある。もっとも、2013年7月1日までTRIPS第66条第1項にいう「後発開発途上加盟国」としてTRIPS不整合を問われない例外措置を享受できる法的地位にある。また、ミャンマーは同項第2文に基づく期間延長を申請しているから、これが認可されれば、認可された期間についてTRIPS整合を図るべき時期を延長できる。もっとも、中国、タイがミャンマー投資のトップを形成する現状を改め、欧米及び日本による外資誘致を積極化させるためには、知的財産権法整備が必須不可欠であるから、遠からぬ将来に商標法を含めた法制定が図られるであろうし、その際には当初よりTRIPS整合を図ることが期待される。

TRIPS

第66条 後発開発途上加盟国

(1) 後発開発途上加盟国は、その特別のニーズ及び要求、経済上、財政上及び行政上の制約並びに存立可能な技術的基礎を創設するための柔軟性に関する必要にかんがみ、第65条(1)に定めるところによりこの協定を適用する日から10年の期間、この協定(第3条、第4条及び第5条の規定を除く。)を適用することを要求されない。貿易関連知的所有権理事会は、後発開発途上加盟国の正当な理由のある要請に基づいて、この期間を延長することを認める。

(2) 先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。

第65条 経過措置

(1) (2)、(3)及び(4)の規定に従うことを条件として、加盟国は、世界貿易機関協定の効力発



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

生の日以後1年の期間が満了する前にこの協定を適用する義務を負わない。

(2) 開発途上加盟国は、(1)に定めるところによりこの協定を適用する日から更に4年の期間、この協定(第3条、第4条及び第5条の規定を除く。)の適用を延期することができる。

(3) 中央計画経済から市場自由企業経済への移行過程にある加盟国であって、知的所有権制度の構造的な改革を行い、かつ、知的所有権法令の準備及び実施において特別な問題に直面しているものも、(2)に規定する延期の期間を享受することができる。

(4) 開発途上加盟国は、(2)に規定するこの協定の当該開発途上加盟国への一般的な適用の日において、この協定により物質特許の保護をその領域内で物質特許によって保護していない技術分野に拡大する義務を負う場合には、第2部第5節の物質特許に関する規定の当該技術分野への適用を更に5年の期間延期することができる。

(5) (1)、(2)、(3)又は(4)に規定する経過期間を援用する加盟国は、当該経過期間の間の国内法令及び慣行の変更がこの協定との適合性の程度を少なくすることとはならないことを確保する。

2、日本アセアン EPA (AJCEP) ^[5]

⁵ JETRO ホームページ : <http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ajcep/>

日本・ASEAN 経済連携協定は、物品貿易の自由化・円滑化、知的財産分野及び農林水産分野等での協力促進、サービス貿易の自由化並びに投資の自由化及び保護等について締結した協定で、我が国にとって初の多数国間の協定となります。2008年12月1日に日本・シンガポール・ベトナム・ラオス・ミャンマーの5ヶ国、2009年1月1日にブルネイ、2009年2月1日にマレーシア、2009年6月1日にタイ、2009年12月1日カンボジアで発効しました。

この協定の発効により、物品の貿易に関しては最終的には日本からASEANへの輸出貿易額(2007年)の約91%、Aseanから日本への輸出貿易額(2007年)の約93%の関税が撤廃される予定です。

この協定は日本がはじめて多国間で締結した協定です。これまで締結してきたASEAN原加盟国以外の国も参加しています。また、これまで全ての品目の原産品と判定する条件が、品目別規則によって定められていましたが、この協定では品目別規則と一般規則の2種類があり、品目によってどちらを適用するか異なります。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

累積条項

英文	日文
<p>Article 29 Accumulation Originating materials of a Party used in the production of a good in another Party shall be considered as originating materials of that Party where the working or processing of the good has taken place.</p>	<p>第二十九条 累積 締約国の原産材料であって、他の締約国において産品を生産するために使用されたものについては、当該産品を完成させるための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。</p>

3、ACFTA、AEC（別添資料参照）

第四、外資をとりまく環境変化

一、2012年4月1日実施の連邦議会補欠選挙において、アウンサン・スー・チー氏率いる国民民主連盟（NLD）が同氏当選を含めて45席中43議席を掌握し、その結果に鑑み軍事政権が民主的選挙を妨害した事実はなく、公正な民主的選挙が実施されたとの評価が確立。

二、これを受けて、①2012年4月に早くもEUが武器禁輸を除く制裁（ミャンマーに対する制限措置を更新する council decision。2010年4月16日）を停止し、②2012年5月に米国が経済制裁の停止、ミャンマーに対する投資、金融サービス提供の解禁（1961年外国支援法 Section307【6】、1990年関税貿易法 Section138【7】、2003年ビルマ自由民主化法【8】）。これにより独自に経済制裁を発動していたわけではないが、米国の同盟国として共同歩調をとっていた日本においてもミャンマー投資機運が勃興。

三、2012年11月に1988年外国投資法に代わる新・外国投資法成立、2013年1月31日に1989年MIC通知（No.1/1989）に代わる細則成立。外国投資に関する法的整備が進む。

第五、日本投資をはばむ法的障害

6 議会制民主主義が終焉し、ネ・ウィン将軍による軍事クーデター（1962年3月2日）を契機とする社会主義体制への移行期に符合。

7 1990年5月の民主的選挙の結果、勝利したNLD及び民族政당을議員とする議会召集を軍政が拒否した時期に符合。

8 キン・ニュン首相が2003年3月に民主化に向けた7段階のロードマップを発表したにもかかわらず、同年5月にアウンサン・スー・チー氏を拘束をした時期に符合。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

投資保護協定、租税条約及びニューヨーク条約の欠如。ただし、ニューヨーク条約に関して、ミャンマーは2012年内の加盟を目指していたものの、2013年4月16日に加盟許可を得て、同年7月15日より加盟の法的効力が生じる。【9】

第六、外国投資の方法

一、支店、駐在員事務所の設立

二、会社の設立

1、会社法のみに基づく設立

2、外国投資法及び会社法に基づく設立

3、パートナーシップ（組合）契約

4、資金、資産（設備等）の提供を伴う製造委託、業務委託契約

（ミャンマー企業に対する M&A に関する後継の別紙資料②参照）

以上



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

(別紙資料①) 某著名大学某教授に対する質問結果

Applicability of the Laws of England and Wales and Precedents under the Laws of England and Wales (hereinafter the former being referred to as "British Law" and the latter being referred to as "British Precedents")

• **Situations during the Period from 1885 to 1948**

a) **Relationship with Britain**

➤ During this colonial period, had the common law system been introduced to Burma?

If so, was such introduction of the common law system legally based on any particular law or regulation?

❖ During British colonial period, British legal system provided for its colonies (some called it common law system) had been introduced to Myanmar (Burma) to some extent. Such introduction of the common law system was legally based on Government of Burma Act 1935 (which came into operation in 1.4.1937). After 1937 laws passed by the Governor and bi-cameral legislature (House of Representatives of 132 members and the Senate of 36 members) which were termed as Myanmar laws and codified in the Burma Codes 13 volumes. Though we mentioned that the common law system had been introduced to Myanmar (Burma) because those laws were promulgated during British colonial period, the characteristics are different from Laws of England and Wales and Precedents under the Laws of England and Wales (not Judge made law or case law and no jury system, doctrine of judicial precedent was not strictly applied). Since those Statutes were promulgated as codified laws Myanmar legal system is similar characteristics of Civil Law system.



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

- Why did British Laws and British Precedents constitute a part of laws and regulations of Burma? Is it because that Burma at that time had Britain as the colonial power? Were British Law and British Precedents before 1885 applied in Burma?
- ❖ It can be said that one of the causes regarding application of British laws and British precedents is the Britain had colonial power. These laws were enacted just to keep the subjugated societies stable, steadfast and steady so that the ruling Government may be able to control and exploit as they wish.
- Are British Law and British Precedents currently applied in Myanmar? If British Law and British Precedents are still applicable, British Law and British Precedents from which period are applied to in Myanmar?
- ❖ It may not be correct statement that British Law and British Precedents are currently applied in Myanmar. These precedents are taken into account to assist interpretation such as judgment of "persuasive"

b) Relationship with British India

- What kind of relationship was there between British Indian government and its provincial government in Burma?
- Did the Province of Burma have laws which were implemented on its own? If Burma had such authority to implement its unique laws, what was the reason for this special treatment?
- Was the Province of Burma granted the authority to have its own parliament (its own legislative power)?



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

- How did the laws and regulations of British India relate to those of the Province of Burma?
- Did the supreme court of British India at that time deal only with the laws and regulations of British India?
Did the court make any judgment on laws of the Province of Burma?
Did judgments made by the supreme court of British India in any way influence Burmese laws or precedents?
- Was the Province of Burma granted a high degree of autonomy during this period?
- We assume that there was no supreme court or high court in Burma before 1948. If there is any problem with our understanding, please kindly point it out.
- ❖ In order to understand the application of British law and British precedents before 1885 in Burma, relationship with British India, British fashion of administrative and judicial machinery during three phases of Anglo-Myanmar war is necessary to be studied.

After the first Anglo-Myanmar war of 1824, the British started fashioning administrative and judicial machinery Rakhine and Tanintharyi (Tanassarim) were put under the direct control of the Governor General of India. As Rakhine was so close to Bengal, it could easily be absorbed into the administrative system of Bengal. Tanintharyi was placed under the authority and control of the Supreme Court of Judicature at Fort William in Bengal which later became the High Court of Calcutta. In general administrative affairs, the Governor had the direct and complete control¹⁰.

After 2nd Anglo Myanmar war of 1852, British administrative and Judicial system became more and more consolidated. Legislative power was conferred upon the chief commissioner. An Indian statute like Indian Penal Code was extended to the province in the absence of any law making authority Therefore, Penal Code 1861 was promulgated and it is still existing law.

The year which was final phase of British annexation was 1885. The same pattern of administration and law as in Lower Myanmar was established except in few

¹⁰ Maung Maung, Dr., Burma in the family of Nations (1956) , Netherlands 2nd impression - Amsterdam .P-75



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

minor details e.g. the judicial commissioner for Upper Myanmar and his court was never placed within the jurisdiction of the High Court of Calcutta and that court had jurisdiction over the courts of Lower Myanmar. Even after the establishment of the chief Court of Lower Myanmar, it could issue high prerogative writs.

Some frontier and hill areas such as Shan states, Hill-tracts and the Karanni State were separately administered. The Chief Residents, Superintendents and Commissioners were Administrators, Judges and Magistrates. The Commissioners were the final Appellate Authorities in both civil and criminal cases to the exclusion of the High Court of Judicature at Rangoon (Yangon) until Myanmar gained independence and new courts set up by the Union Judiciary Act of 1948.

Before annexing Upper Myanmar, the British had established law courts in lower Myanmar. By the Act No.XXI of 1863, Recorder's Courts and Small Cause Courts were set up. Recorder's Courts (Yangon & Mawlamyaing) had full powers of civil these courts were to be submitted to the Court of Bengal.

In 1886 Upper Myanmar was annexed to British India and civil and criminal courts similar to those established in India were set up. The highest court was the Court of the judicial Commissioner of Upper Myanmar.

In 1900, a chief Court was the highest civil and criminal court of appeal of lower Myanmar. The Chief Court had the power of superintendence and control over all other courts in Lower Myanmar in both civil and criminal matters and all the courts in Lower Myanmar were subordinate to it¹¹.

When, four grades of civil courts were established, these courts were:

- (1) Divisional Court
- (2) District Court
- (3) Sub divisional Court
- (4) Township Court (Lowest Court)

In 1898 Criminal Procedure Code was promulgated in India, and extended to Myanmar, the High Court of Judicature at Rangoon was established at Rangoon in 1922, by Letters Patent under the Government of India Act, 1919.

The criminal Courts with the relevant power which are district Magistrate, Additional Magistrate, Sub-divisional Magistrate and Township Magistrate) were established under the supervision of the High Court.

The High Court shall have ordinary original civil jurisdiction and criminal

¹¹ Aung Than Tun, U, *Khit Le Khit Myanmar Tara Update*, (1968), Yangon, P.186-187



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

jurisdiction within local limits as may from time to time be declared by any law made by the local legislature.

The High Court shall be a court of appeal from the civil courts of the Province of Burma.

The High Court shall be a court of appeal from the criminal courts for which immediately before the publication of the chief court of lower Myanmar or the Judicial Commissioner of Upper Myanmar. The High Court shall be a Court of reference and revision from the criminal courts subject to its appellate jurisdiction, and shall have power to hear and determine all such cases referred to it by the Sessions Judges.

Sections 81 to 112 of the Government of Burma Act, 1935 provided the jurisdiction of the High court at Rangoon, appointment of the Judges and their term of office, resignation, removal and filling vacancies.

British started drafting law codes in the commencement of 19th century, based on their English Common Law in their own style. Consequently, in 1834, a Law Commission was formed to carry out this task. Penal Code, CPC, CrPC, limitation Act, Succession Act, Contract Act, Negotiable Instruments Act, Specific relief Act, Evidence Act and Transfer of Property Act, sale of Goods Act were drafted and passed in India based on the English Common law were prevalent in Myanmar. These laws were enacted just to keep the subjugated societies stable, steadfast and steady so that the ruling Government may be able to control and exploit as they wish.

J.S Furnivall, the most eminent researcher and scholar on Myanmar economy, politics administration gave the following remark Myanmar received from the British only locally but even to the Privy Council in England at heavy expenses. It was a common experience that many civil cases came to an end when the party was left bankrupt and impoverished. Such is the dismal system of British judiciary.

The British judiciary system practiced in the United Kingdom was different from that of the judicial system established in India and Myanmar. The judiciary in England administered justice by the King's Council called Curia Regis in the olden days and later by the Court of Exchequer, the King's Bench, Court of Common pleas and Court of Chancery of Court of Equity and Privy Council throughout the ages to do judicial decisions (Rulings) passed by their law courts in line with their own legal traditions and culture. Nevertheless, courts established by the British in Myanmar, applied India Statutes strictly according to the letter and follow legal precedents passed in England was evidently and obviously incongruous, irrelevant and absurd. There could be no substantial justice done under the said situation and context.



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

The Colonial British judicial system set up in Myanmar had been totally failure and served no purpose and interest. The people had lost confidence in the said system and the judges became corrupt. People used to say it was the age of “Ngwe Mya Tara Naing”, meaning “those who has more money wins the case”. When Myanmar gained independence in 1948, many measures of reforms were to be affected in the Myanmar judicial system.

Commentaries by the Legal Critics

J.S Furnivall, the most eminent researcher and scholar on Myanmar economy, politics, administration, Myanmar Dhammathats, and Myanmar affairs gave the following remarks in his treatise.

“Myanmar received from the British Common Law some what second-hand. Legislation for Myanmar was done in India for several decades and by the time legislative powers pass to Councils in Myanmar, the import of the codes and the judicial principles from India was completed and it was left to the highest courts in the country to harmonize as best they could the imported laws and the indigenous laws and customs. But the judicial system more apparatus of foreign government. In the great majority of courts, the law was administered by Myanmar Judges and Magistrates, but on the Bench, they are living in a different world from that of which they lived at home. It was not that the judge could not apply the law but as the law had no roots in the community, they applied it literally, mechanically. The English lawyer on the Chief Court also applied the law mechanically because they did not know the people. It had been alleged that there was no High Court in the British Empire where the atmosphere was so unreal. Justice came to be identified more and more with formal law and legal forms devised originally for a different people in a different land and better suited to commerce than to agriculture and the gap between the law and life of the people in Myanmar appeared to widen with time”



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

(別紙資料②)

ミャンマー企業に対する M&A

ミャンマーにおける M&A に関するアドバイス

1 ミャンマーで適用可能な法令についての背景

1947年までの英国植民地支配の下で制定、施行されたビルマ法（その多くは現在のミャンマーで効力を有する）に基づく充実した法典が存在するものの、異なる政治的立場を持った政府が続いたことにより、1947年以降におけるミャンマーの法律制定に対するアプローチは一貫したものとなっていない。近現代では、ミャンマーの法令は、書面化されていない実務や、不透明な形で採用され法として適用される政策、個別裁量により行われる政府機関の決定、及び法令の規定によれば認められていない権限の行使により、補完・修正されている。そのような実務、政策及び決定は、裁判所によって規律され、立法機関により制定されてきたものではなく、通知なく変更されうるものである。ミャンマーにおける近時の政治改革により、過去のアプローチの仕方を修正し、より一貫性があり、透明な規則に基づく立法規制体制を取り入れるために懸命に取り組むようになったが、まだ初期段階であり、依然として取り組むべきことが多い。

したがって、このレポートにおいて「適用される法律」とは、その時々におけるミャンマー国内の法律、命令、法令、付則に加え、ミャンマー法に基づき設立された企業間の取引に関連して政府機関から発せられる場合のある許可、承認又はライセンスを含む、法的拘束力を有する政府機関の指導、決定、義務的指針を意味する。

2 外国投資法及び規則

(1) 許可

ミャンマーへの外国投資家に対する基本原則は、1914年ミャンマー会社法（「会社法」）の第27条Aにより、外国会社は、「取引許可（permit of trade）」及び「設立証明書（Certificate of Incorporation 支店の場合には、登記証明書（Certificate of Registration）」を取得しない限り、ミャンマーで「事業を行う」ことができないというものである¹²。この原則は、サービスの提供、製造、インフラ建設であるかに拘わらず、そして会社が2012年ミャンマー外国投資法（「外国投資法」）に基づき設立されたか否かに拘わらず、全業種の全ての事業に適用される。「事業を行う」ということの

¹² 実際のところ、取引許可は、5年間有効で且つ適用される法令を遵守していることで更新が可能な事業ライセンスである。取引許可は、設立（登記）証明書（この証明書を欠くと、会社又は支店は、有効に存続しているといえない）の申請と共に、投資・企業管理局に対して申請することにより取得することができる。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

制定法上の定義は存在しない。この基本原則は、外国投資家が①資産取得のために新会社を設立するか、又は②既に必要な許可を取得している既存の会社に投資するかを問わず適用される。

外国投資（すなわち、非居住者又は非居住会社によるミャンマー国内の事業、プロジェクト又は資産への資本投資）は、以下のいずれかにより行われる。

- (ア) ミャンマー投資委員会（the Myanmar Investment Commission）が、外国投資法により規定されている事業セクター、分野でのプロジェクト提案に対して、外国投資法に基づく投資許可を発行した後に行われる外国投資
- (イ) ミャンマー投資委員会の投資許可が不要であるか、又は外国投資法により禁止、制限又は条件付きと規定されていない事業分野に関連する場合、上述した取引許可及び設立証明書が投資・企業管理局（Directorate of Investment and Companies Administration）により発行された後に行われる外国投資

後者の（イ）の場合、ミャンマー投資委員会の投資許可を欠く会社は、外国投資法に基づき設立された会社に対して付与される主要な便益（租税免除・軽減、土地・建物の長期賃借権。後述の項を参照のこと）を享受する資格がない。

（２） 外国投資の禁止、制限及び条件付き投資の対象となるセクター

外国投資法第 8 条は、ミャンマー投資委員会が投資家に対して投資許可を発行するか否かを決定するという基本的指針を規定する。投資の目的は、国内の経済発展への貢献と一致していなければならない。その結果として、投資家は、そのプロジェクトが、いかに雇用を創出し、輸出を促進・拡大し、必要なインフラを造り、重要な資本投資を導き、技術及び国民の技能と知識を発展させ、環境保護・保全に繋がるかを、提出書類により示さなければならない。これらの原則及び次に述べる禁止、制限及び条件は、外国投資家が①新会社を設立するか、又は②既に必要な投資許可及び（又は）事業許可を取得している既存の会社に投資するかに拘わらず、適用されることに留意すること。

国家計画・経済発展省は、2013年1月31日に外国投資規則を発行し、そこには外国投資法による外国投資に適用される規則がより詳細に定められている。外国投資規則の一覧表 1 には、ミャンマー国民のみが行うことのできる経済活動がリストとして挙げられている。これらは、例えば小規模な農業・漁業活動など、主に地元で行われ且つ伝統的なものであり、外国投資機会という観点からは重要ではないものである。

ミャンマー投資委員会は、同日付で、外国投資法により許可される事業セクター及び業種を挙げた 2013 年通知 1 を発行した（挙げられた事業セクター及び業種の多くは、



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

制限や条件が付されたものである)。通知における4つのリストは以下のとおりである。

- (ア) リスト1 — 外国投資により行うことが許されていない業種。ここには、防衛セクター、有害化学品製造及び輸入、印刷、放送メディア、電力取引、翡翠の探索・製造が含まれる。
- (イ) リスト2 — 現地の市民・会社との合弁事業によってのみ行うことが許可される事業（株式保有割合は、全ての場合において相互の合意による）。このリストには、全食品・飲料製造、一般的な製造業、鉱物の大規模生産、梱包、建築、居住用又は事業用建物の販売、病院、旅行が含まれる。
- (ウ) リスト3 — 政府の承認又は関連する省庁の「意見」の事前取得のいずれかを行うという特定の条件の下、実施が認められる事業。例えば、航空サービス、造船所、内陸水路は、政府の許可のみだけで外国投資が可能である。
- (エ) リスト4は、その他の条件及び許可が必要な事業分野を規定している（例えば、一定の建設プロジェクトでは環境への影響の評価及び（又は）社会的影響の評価を行う必要がある。小規模な小売業は制限されており、外国投資家には、スーパーマーケット、ショッピング・センター、デパートのみが許されている。

いくつかの事業分野については、上記リストの複数の項目に該当することに注意すること。例えば、醸造業は、リスト2によりミャンマー国民との合弁事業によってのみ行うことができるが、リスト3における必要事項として、ミャンマー投資委員会の投資許可の申請に先立ち、環境への影響の評価及び社会的影響の評価を行わなければならない。

また、外国投資法又は通知が具体的に特定の事業又はセクターを禁じる場合であっても、条件（交渉しうる）を付けて許可を出す権利を政府が常に留保していることについても、留意すること。

必ずしも外国投資法、外国投資法規則又は通知その他の法律に基づくものではないが、政府の政策により禁止・制限の対象となっているいくつかの主要セクターもあり、それらについては、現在外国投資が許されておらず、ミャンマー国民又は企業のために留保されている。そこには、以下のものが含まれる

- (ア) 銀行及び金融サービス（小規模融資を除く）
- (イ) あらゆる種類の保険
- (ウ) 発電
- (エ) 自動車販売
- (オ) 小売（スーパーマーケット、ショッピング・センター、一定の床面積を越えるデパート等の大規模開発を除く）



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

- (カ) 商取引（ミャンマー投資委員会の投資許可を受けた合弁企業所有の製造工場の商品の卸売りを除く）
- (キ) 物流（ミャンマー投資委員会の投資許可を受けた合弁企業所有の製造工場の商品の物流を除く）
- (ク) 輸出入

特に東南アジア諸国連合の国々が2015年までに単一の経済圏を形成するという目標日が近づいているため、今後、上述の事業の多くで外国投資家に対する参入障壁が緩和されていくことが期待される。政府は、例えば、外国の銀行及び保険の計画された段階的な参入を含む銀行・保険セクターのための計画を既に発表しており、2015年までに、合弁事業を促進する第1段階、限定されたサービスを提供するための支店設立という第2段階に続き、いくつかの完全なサービス・ライセンスがこれらのセクターの外国会社に対して発行されることが期待される。

また、外国投資家が、サービスのみを提供する会社を設立する提案を行い、且つ①外国投資法第8条規定の政府の目的に沿わない（上述部分を参照）か、又は②現地国民のために留保されている事業分野（上述）を行っている現地会社に対して幅広いサポート・サービスを提供するかのいずれかの場合には、ミャンマー投資委員会が当該提案許可を与えにくいことが明らかになってきている。

（3）許される投資媒体

外国投資法によれば、2013年通知1にリストとして挙げられている事業、プロジェクト、セクター又は資産への投資が提案された場合、通知に規定された要件が満たされている（前項を参照のこと）限り、次の形式により投資が実行される。

- (ア) 100%外資による会社
- (イ) 外国人とミャンマー国民又は関連する政府機関との合弁会社¹³
- (ウ) 公私間のパートナーシップ又はその他の類似制度（建設・運営・譲渡（BOT）契約その他を含む）。

3 ミャンマーにおける企業合併・買収

最初に留意すべきことは、現在までミャンマーでは企業合併・買収（M&A）活動が

¹³ 外国人と現地民間の資本比率は、合弁当事者相互で合意することができる。しかし、もし投資が外国投資法により制限又は禁止されていると考えられる活動と関係する場合には、外国資本の比率は総資本の80%を超えてはならない。この制限が適用される正確な活動については、現時点で明確ではない。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

ほとんど行われていないということである。それは様々な理由によるが、以下の理由も含まれる。

- (ア) 2012年までの国際的な制裁により、多くの国々の外国投資家がミャンマー国内の資産に投資することを回避し、躊躇していた。
- (イ) (外国投資法に置き換えられた) 1988年ミャンマー外国投資法の下では、政府の政策により、現地の国民がミャンマーで設立された会社の株式を外国投資家に売却することは禁じられていた。外国投資法によりこの点は緩和され、事前にミャンマー投資委員会の許可を受けることにより譲渡が可能となった。

ミャンマーでM&A取引が行える方法はいくつかあるが、そのうちの一部は試みられたことがあるが、その他については、法律や実務、政策によって阻まれてはいないものの、ミャンマーでのM&A案件において現在まであまり用いられたことがなく、より理論的な方法である。M&Aの主要な方法には、以下のものが含まれる。

- (ア) 株主による別の株主又は新たな投資家に対する会社株式の売却
- (イ) 既存の株主又は新たな投資家に対する新株発行
- (ウ) 会社の事業及び(又は)資産の契約による取得(これを達成するための複数の方法が存在する。後述部分を参照)
- (エ) ミャンマーの会社の株を保有する国外の会社の株式の取得

M&Aの買収者は、標的とする会社の事業、財務及び資産に対するデュー・ディリジェンスを行うよう常に助言されており、我々は、後述の本書3(3)において、現在のミャンマーにおけるデュー・ディリジェンスについての問題のいくつかを強調するので留意すること。

以下では、ミャンマーでのM&Aの構築の主要な方法を個別に取り上げる。

(1) 会社の既存株式の売買

上述のとおり、現地の国民による外国投資家へのミャンマー企業の株式の売却は旧外国投資法の下では禁じられていた。外国投資規則は現地の国民による外国投資家に対する、またその逆の流れの移転を、会社の株式の一部又は全部の売却に拘わらず明確に許容している。

外国投資規則の下では、ミャンマー投資委員会の投資許可に基づく外国人による国民に対する(全部又は一部の)株式の譲渡(又は国民による外国人に対する譲渡)につい



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

ては、現在、ミャンマー投資委員会の事前の承認¹⁴が必要なだけである。これは、譲渡先が、当該会社の既存株主であるのか、又は当該会社の株式の取得を望む第三者であるかに拘わらず適用される。申請は、ミャンマー投資委員会に対してなされなければならない。投資委員会は提案を精査し、以下の事項を検討した後に承認するか拒絶するかを決定する。

- (ア) 株式全部を譲渡する理由が正当か
- (イ) 当該株式譲渡により、連邦国及びその国民の利益が損なわれることがないか
- (ウ) 株式全部の譲受人が事業を上手く継続して運営することができる立場にあるか

承認が与えられると、株式譲渡の登記申請が投資・企業管理局に対してなされなければならない。その際には、ミャンマー投資委員会の承認及び以下に示された書類を一緒に提出する。以下に注意すること。

- (ア) 譲渡がミャンマー投資委員会の投資許可を得た合弁会社に関係し、譲渡の結果、外国株主が会社の100%を保有することになる場合には、もし外国投資規則が当該外国株主による完全所有を禁止していなければ承認がなされ、当該外国投資家は、ミャンマー投資委員会の投資許可を保持する
- (イ) もし、外国投資家が保有する全ての株式を現地の国民に売却し、ミャンマー投資委員会の承認が付与された場合、外国投資家はミャンマー投資委員会に投資許可を返却し、譲受人はミャンマー国民投資法（脚注4を参照のこと）に基づき、新たな許可を申請しなければならない。
- (ウ) もし売却された全ての株式¹⁵の譲受人が既存株主ではない外国投資家の場合、譲渡人はミャンマー投資委員会の投資許可を返却し、譲受人は、返却された投資許可に代わる新たな投資許可を申請し、既存の法律に基づき外国会社としての登記又は設立を投資・企業管理局に対して申請しなければならない。

¹⁴ この方針の緩和がミャンマーのどの種類の会社に適用されるのかについては、それほど明確ではないことに注意すること。この方針緩和は、ミャンマー投資委員会の投資許可を持つ会社には確実に適用され、そこには、1989年ミャンマー国民法（この法律は、1988年外国投資法により外国投資家に対して認められたものと類似した権利（例えば、租税優遇）を現地の投資家に付与したものである）に基づき設立された会社が含まれる。この方針緩和が、ミャンマー投資委員会の投資許可を持たない単なる会社法上の会社に適用されるか否かは明らかでない。

¹⁵ この条件では、元々の外国投資家が株主として留まりミャンマー投資委員会の投資許可を保持することにより、全株式が新たな投資家に売却される場合の新たな投資許可の申請が不要になるという点で、部分的な譲渡が有利である。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

ミャンマー法の下では、株式譲渡は正式な株式譲渡文書に譲渡人と譲受人が証紙を貼付・署名し、会社に届け出ない限り、合法のものとはならない。この点で、MC法（the MC Act）の一覧表1表Aに規定された株式譲渡文書が一般的に用いられている。ミャンマー印紙法による株式譲渡の正確な印紙税は株式の価値の2.5%であり、歳入部門に支払われなければならない。会社は、当該譲渡の日から21日以内に、株式譲渡を企業登記局（CRO）に通知しなければならない。

実際には、明文化されていない政府の方針として、ミャンマー国内の会社の全ての株式譲渡は、現在まで、ミャンマー国会による最終的な承認が必要とされてきた。これは明文化されていない政策及び実務であるため、これが継続するか否かは不明確であるが、我々は、反する内容の発表が行われるまではこのような承認が依然として必要であると現時点では想定している。

（2）新株発行

ミャンマー投資委員会の投資許可を受けた会社が増資を行うことについては、制限はなく、ミャンマー投資委員会の承認も必要としない。1988年外国投資法の下では、外国投資家と地元の株主による合弁会社で両者の株式保有の比率を変更する場合には承認が必要であったが、外国投資法及び外国投資規則の下では適用されなくなった。したがって、外国人の株式保有について上限のある制限・条件付きの活動（上述の脚注2を参照のこと）を行っていない合弁会社の場合、また、会社の基本定款及び通常定款¹⁶に基づき新株を対象とする優先引受権が存在しない場合には、既存の又は新規の株主は、関係当事者及び会社との交渉により定めた引受契約に基づき、会社の新株を引き受けて他の株主の持分を希薄化することができる。

この株式を取得する方法はミャンマーではまだそれほど用いられていないが、原理上、現金の引受金が譲渡人の株主ではなくむしろ会社に入るという利益があり、相当数（及び過半数）の株式を取得する迅速且つ簡単な方法である。

（3）資産・事業の譲渡

この種類のM&A活動はミャンマーでは開発の初期段階であり、外国投資家が所有する会社に対する資産又は現在継続中の事業の譲渡に関する判例又は法令上の指針はほとんど存在しない。外国投資法により優遇される投資形態で見られるように、ミャンマー投資委員会は、本書2で述べられたようにミャンマーに対して便益をもたらす新たな資本投資を伴う未開発地域でのプロジェクトを実施する目的を持った新会社の設立に期待を寄せている。この観点から言うと、既存のミャンマー企業の事業及び資産を取得するために新会社を設立することは、優遇される外国投資法の投資モデルに合致する。これは、以下の2つ

¹⁶ 第三者に引受けを申し入れる前にまず全ての既存株主に対して新株全部の引受けを申し入れることを求めるミャンマー会社法の下では、義務的な要件は存在しない。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

の方法により行うことができる。

- (ア) 事業セクター又は業種が外国資本投資について制限されていないか又は合併の要件の対象となっている事業／資産を取得するための、外国投資家による100%持株会社の設立
- (イ) 外国投資規則及び通知により必要とされている現地の投資家（例えば、事業／資産の売主）との合併会社の設立（上述の本書2. 2を参照のこと）

しかし、もし新会社が設立され、事業／資産の取得が何らかの理由により買収者の満足のゆくものでなかった場合（例えば、事業／資産の譲渡に先行する主要な条件の1つ又は複数が充足されない等）、上記の選択肢は、外国投資家をリスクに晒すことがありうる。そのリスクの1つは、既存の規則では、外国投資家は、新会社設立の2週間前に、現地の銀行の口座に最低限の初期資本金（製造会社の場合は50万米ドル、サービス会社の場合は30万米ドル）を支払わなければならないことである。この資本金は、もし会社設立とは無関係な理由のために案件が前に進まない場合（例えば、ミャンマー投資委員会又は投資・企業管理局が何らかの理由により許可申請や会社の設立を拒絶したという状況ではない場合）にはリスクに晒される。投資・企業管理局は、例えば投資家と投資・企業管理局以外のミャンマー国内の当事者との私的な契約事項に関することを理由とする、取引許可又は設立証明書の取り消しや返還（すなわち、初期資本金の取り戻し）といった外国投資家からの申請の辞退を受け付けない。このような状況では、外国投資家は、会社設立及び株式の対価としての資本を投資するという申請書類に記載された義務の履行が求められる。

この潜在的問題を避けるには、外国投資家はその取得に興味を持った事業／資産を所有する現地の取引相手が、ミャンマー国民投資法に基づき当該取引相手による100%所有の新会社を設立すること（すなわち、租税免除等が受けられる）が必要となる。現地の売主・取引相手は、あたかも現地の国民による外国投資家への株式の売却であるかのように、本書3（1）の記載と同一の方法で外国投資家が現地の会社の株式を取得した後に、外国投資家の満足以上事業／資産を新会社に譲渡することを求められる。会社は、外国投資家による株式の取得により、外国投資法に基づく会社への転換が必要となり、外国投資家は租税及び長期借地の便益を得るためには、ミャンマー投資委員会の投資許可を申請しなければならない。しかし、追加で発生する時間と不安定さという不利益は、代替策のリスクを考慮に入れれば許容できると考えうる。

この方式は外国投資家にとってのリスクを最小限のものとするが、現地の取引相手にとって一定のリスクと実務上の問題を伴うものであるため、現地の取引相手には受け入れられない可能性がある。

上述のとおり、ミャンマーにおける資産の取得には実務上、規制上大きな障害があり、



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

特に新会社の設立は、現在、取引終結の先行条件について外国投資家を完全に保護するに足りるほど十分な柔軟性のあるものではない。我々は、現在、事業の取得を通じたミャンマーへの投資プロセスについてクライアントにアドバイスしており、特定の重要な局面に関して、初期段階における助言をいくつか挙げる。

1. 標的とする事業・資産に関するデュー・ディリジェンスは、多くのミャンマー企業が売買取引についてのみ先払いの現金決済ベースで営業しているために、極めて困難である。長期間の供給・売買契約は、一般的ではない。信用取引はめったになく、銀行制度も現金決済に合わせたものとなっている。現金勘定のみで、他の重要な会計又は財務の帳簿に相当するものがなく営業している会社もある。
2. 多くのミャンマービジネスの会社の会計帳簿は包括的ではなく、きちんと維持されておらず、しばしば誤りや一貫性を欠く記載が多数含まれている。現金帳がしばしば2セット保管されており、1つは税務当局用で、1つは所有者・経営者のためのものである。
3. ミャンマー投資委員会の投資許可がなければ、外国資本の会社は、土地の売買又は1年を超える長期の借地契約を行うことができない。ミャンマー投資委員会の投資許可では、上限が50年までで1回当たり10年の期間延長が2回許される借地権を付与しているが、ミャンマー投資委員会は、新規に設立された会社に対しては、原賃貸借契約又は既存の土地の権利者の権利の残存期間を超えた賃貸借契約を承認しないことに注意すること。
4. 土地所有権はしばしば曖昧であり、ヤンゴン市開発委員会といった行政機関は、市の土地に関する記録を保管する責任を負っているが、そこで発行する登記された所有権の証書や計画には誤りや一貫しない記述が含まれており、根本的な権利にずれがある。完全な権利の確認と所有者の履歴のデュー・ディリジェンスはどの取得においても重要な要素である。
5. ミャンマーでは、現在、知的財産権がほとんど又は全く保護されていない。商標は証書登録局（Deeds Registry）に登録することができるが、例えば、詐称の使用（passing-off）に関連して法的措置を取る事実上の優先権があるだけである。
6. 事業（例えば、製品の販売）を行うために法律で必要とされるライセンス、許可及び承認は一般的に譲渡することができない。新たなライセンス等を取得会社が申請しなければならず、その際に製品の再テスト、再調査が行われる場合がある。
7. 現在の事業から新たな会社への従業員の集団移籍についての規制はない。労働法令は、従業員による契約違反がない場合に契約を終了する雇用主に対して、解雇手当を支払うよう求める。従業員の全部又は一部について労働契約を終了して再雇用する場合には、注意深く進める必要がある。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

(4) ミャンマー企業の株式を保有する国外企業の株式の取得

株式の取得か資産の取得かに拘わらず、M&A活動を行うことを望む外国投資家にとって多くの手法の中で最も巧みな選択肢が、ミャンマーで設立された会社の株式又は当該会社が保持する資産を自ら保持する国外の会社の株式を購入する方法である。この方法は、外国投資家にとって、ミャンマーでのリスクを最小限に抑え、例えば、ミャンマーのビジネスマンが国内での活動のために国外で持株会社を設立する場所として人気のあるシンガポールといった場所で取引を行うことを可能にする。ミャンマーでは、現在、「支配の変更」についての規制上の承認や要件が、シンガポールの持株会社の株式を外国投資家に売却するミャンマーのビジネスマンには適用されない。契約は、シンガポール法及び仲裁の適用を受ける形で締結してミャンマーの裁判所や仲裁における不安定さを回避し、例えばミャンマー投資委員会の優遇措置を受けることもできる。この仕組みにより、外国投資家は、遅れや時には関連当局による裁量的判断が伴って大変時間がかかり官僚的な手続きとなる、ミャンマーでの会社設立の許可や証明書の申請の手続きを行う必要がなくなる。

しかし、ミャンマー投資委員会等のミャンマーの権限機関は、将来、この抜け穴を封じるために、外国投資体制に対する規制の変更を行う可能性がある。

この方法による場合であっても、ミャンマー国内の資産や事業についてのデュー・ディリジェンスは依然として必要であることに注意すること。

4 一般的な留保及び制限

上述のコメントは、次に述べる条件付きのものである。

- a) 我々は、ミャンマーの官報に公表された法令のみに依拠している。我々には、官報が現在有効な法令を全て網羅しているかについての確信はない。したがって、もし我々の法令の理解が官報に公表されていない法令のために修正されうる場合でも、我々は責任を負わない。
- b) ミャンマーの法令は、書面化されていない実務により補完される場合がある。このような実務は、裁判所によって規律され立法機関により制定されているものではなく、通知なく変更されうる。さらに、一定の場合には、実務が、優先する法令の条項を考慮せずに一定の機関によって適用される場合がある。
- c) 1948年から1987年、2011年から2012年の間に制定された法律については、我々は、公式のミャンマー語版についての非公式の英語翻訳に依拠しなければならない場合がある。英語で書かれた当該法令に関して情報を準備、伝達する場合に



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

は、同一又は類似の概念の表現が2つの言語間で潜在的に一致しているか又は知られていない文脈で代替的な解釈がありうることについて、我々は責任を負わない。

- d) 特定の国は、依然として、ミャンマー政府の役人及びミャンマー国籍を有する通知された特定の人物との商取引、投資その他財務・商業取引に対する制限を設けている。本書に含まれる情報は、当該制限に関するコメント又は助言として解釈されるべきものではなく、上述の取引によりあなたが負う潜在的な責任についてはミャンマー国外の関連する管轄の弁護士から独自にアドバイスを受けることを勧める。
- e) 本書により提供された情報はミャンマー法に限定されており、全てにおいてミャンマー以外の管轄の法に関する助言又は意見と解釈されるべきではない。
- f) 本書は、名宛人に限定して準備されたものであり、我々の書面による同意なくして、その他の第三者に対して情報を流し又は第三者が情報を利用することは認められない。
- g) 本書は、法的意見として解釈されるべきものではない。これは、我々のミャンマー法令の読解、及びその時々適用される慣習及び実務についての理解に基づく助言であり、本書で行われる推奨は本書の目的に限って行われるものである。

以上